

平成 29 年地方分権改革に関する提案募集に係る

関係府省からの第一次回答に対する見解について(回答)

【管理番号 300】 一次預かり事業に係る人員基準の見直し

直方市

- 厚生労働省の調査によると、平成 28 年 4 月 1 日時点で、家庭的保育事業は全国に 958 件しかなく、そのうち東京都が認可した事業が 442 件を占めており、都会でニーズの高い制度だと言えるが、直方市規模の自治体ではニーズがなく、家庭的保育事業者がいない。
- そのため、市内に家庭的保育者がおらず、家庭的保育者による職員配置の緩和策を活用できない。
- ニーズ調査によると、一時預かり事業は、ファミリー・サポート・センター事業などの他の事業に比べて、費用負担が小さく、保護者からのニーズが高い事業である一方、市内の 1 保育所当たりの一時預かりの年間利用者数は、延べ 40 名程度と少なく、突発的な利用が多いため、事業者にとって、一時預かり事業のための人材を、保育所本体とは別途確保することは、経営上困難である。ま

た、保育所本体では不要な、家庭的保育者研修を受講させるインセンティブがない。さらに、無資格者が家庭的保育認定資格研修を受講する場合、基礎研修に 21 時間＋2 日、認定研修に 88 時間＋20 日かかるため、養成に時間がかかるといった問題がある。

○「家庭的保育者」と「保育所で保育補助者としての十分な業務経験を有する者」を比較した場合に、質、経験やノウハウについて大きく異ならない。むしろ、保育現場からは、座学中心の家庭的保育研修修了者よりも、実地での保育経験を積んだ者の方が、施設や子ども、保育内容について熟知し、他の保育士との連携が取れるため、安心して保育を任すことができるとの声がある。

○一定の条件下で、家庭的保育者と同様に、「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」であって、保育士と同等以上の知識や技術を有することを、市町村長が認めた者が、1 名で一時預かり事業を実施することができるようにすることで、一時預かり事業の実施事業者を確保することができる。

○また、市内には、子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保

育))を受講した者はいないが、子育て支援員研修の他の専門研修(放課後児童コース等)を受講した者はいる。家庭的保育者だけでなく、子育て支援員研修の基本研修の修了者や基本研修+専門研修(コースは問わない)の修了者が一時預かり事業を1名で実施できるようにすることで、一時預かり事業を実施できる。

○地方では、保育現場の人材不足が深刻であり、保育補助者の活用は、保育の受け皿を確保する上で非常に重要な課題である。現行では、一時預かり事業を実施できないため、保育補助者を活用し、  
①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名や②子育て支援員研修修了者1名で一時預かり事業が実施できるよう、早期に検討いただきたい。